ヒルフェ通信(10月号) ☆そっと寄り添いやさしくサポート☆

「公益社団法人成年後見支援センター ヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的 障がい者等の権利の擁護及び福祉の 増進に寄与することを目的として、東京都 行政書士会が設立した法人です。

◆地区連絡協議会が開催されました

9月1日(木)令和4年度地区連絡協議会が今年もコロナ感染防止のため、WEB会議方式により開催されました。本会議は、平成25年に地区リーダー会議としてはじまって以来、年に一度、33地区の地区リーダーが一堂に会する場として行われています。

山﨑節子理事長より開会のご挨拶から始まり、第1部では、ヒルフェの釘田副理事長の対外活動や地区活動の趣旨について、大津地区ブロック担当理事より地区活動費の請求等について、その後財務部・総務部・研修部・広報部・後見事業部・法人後見事業部それぞれの担当理事より各部の活動について、齊藤相談役より地区活動の助成金制度についてそれぞれ説明がなされました。



第2部ではまず、地区ブロック活動統括の髙橋進常任理事より地区・ブロック担当の活動支援に向けてと題し、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく国の動向・他専門職団体それぞれの現状と課題をどう捉えられているか・権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されつつある中、我々はどのように取り組んでいくべきかについての解説や成年後見事件概況などのお話の後、今後の地区活動支援に関連する諸案件の提案や案件受任未経験会員の同行活動の実施構想が熱く語られました。その後は全地区リーダーがそれぞれ地区活動の現状についての報告・今後の活動計画や展望などを発表いただく情報交換に移り、なかなか終息が見えないコロナ禍での中、地区それぞれの特有な課題はある中でも各地区が創意工夫をされながら、進むべき道は同じであるとの認識で活動をされていられることが強く感じ取ることができた貴重な時間となりました。全地区からの報告終了後、東村次郎専務理事から総括、雨谷幹彦副理事長の閉会の言葉で終了となりました。

地区活動は、ヒルフェの活動の大変重要な位置づけであり、地域性によってはまだ困難な状況にある地区もありますが、各地区の弛まぬ努力で、首長申し立てを受任したり、社協から相談やセミナーの依頼を受けたりといった報告も少しずつですが着実に増えていることが感じ取ることができた会議となりました。(地区ブロック活動担当理事 古林孝一)

◆成年後見事件の概況 - 令和3年1月~12月

令和3年は、申立件数(39,809件6.9%増)、利用者数(239,933人3.3%増)とも昨年より増加し、またどちらも任意後見を含むすべての類型で増加しています。

申立人と本人の関係では、昨年に引き続き、市町村長が最も多く(9,185件4.1%増)全体の23.3%を占め、次いで本人の子(8,236件20.9%)、本人(8,198件20.8%)となっております。ただ、家庭裁判所管内別の集計では、市区村長申立てが40%を超えるところもあれば10%程度にとどまっているところもあり、地区により差が表れています。

成年後見人等と本人の関係では、親族が選任されたものは7,852件で全体の19.8%(前年は19.7%)、親族以外が31,719件で全体の80.2%(前年は80.3%)で、親族以外が多くの割合を占めていますが、親族以外の割合が親族を逆転(H24年)してからずっと増加傾向であったものが、わずかではありますが初めて減少しました。親族でできる部分は親族にという方針が現れたものと思われます。なお、行政書士は1,301件(前年1,059件)で親族以外の内訳では4.1%(前年3.6%)となっています。

開始原因は認知症(63.7%)、知的障がい(9.6%)、統合失調症(9.1%)等、申立ての動機も預 貯金の管理・解約(32.9%)、身上保護(24.4%)等、順序や割合はほぼ昨年と同様です。ただ し、申立ての動機の件数自体はすべての要因で大きく増えており、複数の動機を抱えている案 件が多いことが見て取れます。

申立件数がすべての類型で増加しており、利用促進基本計画の効果が少しずつ表れてきているのかと思われますが、必要とされている方の人数からすればまだまだ広報が必要だと感じております。(※ %表示はすべて「約」を省略しています。)